

場主の態度を憤慨し、直ちに従業員代表黒岩政人外七名は、工場主の自宅を訪問し前項の要求に就き再考を促したるところ、之に對し工場主は幾分譲歩の態度に出で、

1、將來考慮するを以つて當分現在のまゝ辛棒せられ度し

2、目下新設工場の機械取付の爲多忙に付従前通就業せば後日考慮すること

右回答に對して従業員側は之を敵とし翌四日より就業して一應解決したのである。

4、工場主の策動並に主謀者を解雇

然るに工場主は翌四日突如職工幹部に對し、現金一千元を與ふるを以て職工幹部間に於て工場を經營すべし

と申渡したので、職工側に於ては之を以つて工場閉鎖の考へなりとして憤慨したるも、幹部の慰撫にて罷業に出でず四、五兩日引續き就業したのである。

越へて六日工場主は工場總監督河野又市を自宅に招致して、今回の争議に對する無力を責め、且つ同人の妻（女工監督）は争議煽動者なりとて、前記職工代表黒岩政人と共に兩人の解雇を申渡し、尙益従業員に代表者を以て争議惹起の不都合を陳謝せしめよと迫つたのである。

依つて工場監督は此の旨職工全部に發表したので、従業員一同は首謀者解雇に憤慨し、罷業を敢行すべしとて左記決議書を作成して工場主に要求することとなつたのである。